

第4期 御殿場市耐震改修促進計画（令和8～12年度） 概要版

第1章 基本的事項（計画書P1～P4）

1 背景と目的

- 平成23年東北地方太平洋沖地震をはじめ、令和6年能登半島地震等により、新たな課題が明らかになるとともに、本市で甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等の切迫性は高まっている。
- 本計画は、巨大地震による被害が想定される御殿場市で、市民の生命と財産を保護するとともに、本市の継続的な維持発展を図るため、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的とする。



2 基本的事項

区分	内容
対象区域	御殿場市全域
計画期間	令和8年度から令和12年度の5年間
対象建築物	現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物

3 想定される地震の規模等

区分	南海トラフ巨大地震	相模トラフ沿いの地震（元禄型関東地震）
震源	駿河湾から日向灘に掛けての南海トラフに沿った領域の全部	相模トラフ沿い
規模	マグニチュード9.0程度	マグニチュード8.2程度
発生頻度	千年から数千年に1回	千年から数千年に1回

第4次地震被害想定 御殿場市建物被害（元禄型関東地震、冬の夕）（単位：棟）						
被害区分	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失	約6,200	5未満	約50	5未満	約900	約7,150
半壊	約5,000	5未満	約200	5未満	-	約5,200
合計	約11,200	-	約250	-	約900	約12,350

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標（計画書P5～P14）

1 現状と課題

建築物の種類	内容
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、平成30年の92.3%から令和5年には94.2%となった。 昭和55年以前の木造住宅の所有者の約7割は、65歳以上の高齢者が家計を主に支えており、戸別訪問等での聞き取り調査では、耐震化が難しい理由として「費用負担が大きい」ことや「古い家にお金をかけたくない」等の回答が多かった。 高齢者世帯が取り組みやすい施策が必要である。
特定建築物 (多数の者が利用する建築物) (法第14条第一号)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、令和2年度末の94.8%から令和6年度末には95.7%となった。 厳しい経営状況や多額の費用負担等により、民間建築物、特に物品販売業を営む店舗、飲食店、ホテル・旅館など不特定多数の者が利用する建築物の耐震化が遅れている。
大規模建築物 (要緊急安全確認大規模建築物) (法附則第3条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、令和2年度末の66.6%から令和6年度末には100.0%となった。 引き続き、適切な維持管理に努める必要がある。

2 目標

(1) 基本方針

地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、助かった命をつなぐ。

(2) 数値目標（耐震化率等）

対象	指標	第3期計画の目標	現状	第4期計画の目標
住宅	耐震化率	95.0%	94.2% (R5年度)	耐震性が不十分なものを おおむね解消※1
特定建築物	耐震化率	96.0%	95.7% (R6年度)	
ブロック塀等	改善総延長	3.0km	2.6km (R6年度)	3.5km

※1 おおむね解消：第3期計画の目標は、本計画中に達成される見込みであるが、その後も耐震化の促進を継続し、100%に近い状態を目指す。

(3) 定性的な目標

区 分	内 容
現行の耐震性能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準の木造建築物のうち平成12年（2000年）5月以前の建築物について、精密な耐震診断や必要な耐震改修を実施し安全性確保を目指す。 ・在宅避難や早期の事業再開のために、大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保が望まれる。 ・杭基礎を使用している建築物においては、建築基準法では一次設計（中小規模の地震に対する検討）しか規定していないことに留意する。 ・高層建築物や免震建築物は、長周期地震動により共振し被害を受けるおそれがあるため、国は平成28年に新たな考え方を示しており、これについても配慮する。
新築時の耐震性能の維持・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による耐震性能の低下が懸念されるため、定期的な調査で劣化状況を把握し、必要な対策を講じるなど適切なメンテナンスにより安全性確保を目指す。 ・大きな地震を受けた場合には耐震性の低下の有無を調査し、必要な耐震改修をするなどして、繰り返し地震に対する安全性確保を目指す。
屋内における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・家具等の転倒、天井の落下に対する安全性確保を目指す。 ・エレベーター、エスカレーター等の建築設備の安全性確保を目指す。
屋外における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全性確保を目指す。 ・屋外広告物・外装材等の安全性確保を目指す。
地域における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び周囲の安全性確保を目指す。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（計画書P15～P26）

1 支援制度

対象の種類	内 容
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修といった基本的な耐震化補助については、低コスト工法の推奨を図り耐震化の加速を目指す。 ・高齢などによる資金不足や跡継ぎ不在のため耐震改修が難しい世帯にも取り組みやすいよう、従来からの防災ベッドに加え、耐震シェルターや部分補強などの新たな減災化メニューを追加するなどして、地域の実情に応じた施策を展開する。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物については、個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、早期の耐震化へ誘導する。 ・耐震診断といった基本的な補助事業を継続し、耐震化を支援する。
ブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の危険性のあるブロック塀等の建替え、除却に対する補助事業を継続し、地震による倒壊から人命を守るとともに、緊急輸送路等の通行を妨げることを防ぐ。 ・新たに作られるブロック塀がより安全なものとなるよう、建築基準法の仕様規定を基に指導を行っていく。

2 周知及び知識の普及等

区 分	内 容
所有者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化未実施の住宅・建築物について、ダイレクトメールや訪問等により、支援制度等を丁寧に説明し耐震化を促す。 ・住宅については、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、減災化も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応する。
その他周知及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の耐震性能の確保、余裕のある耐震性能の確保、新築時の耐震性能の維持・回復など定性的な目標に設定した事項について、周知啓発を行う。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・県や市内市町と連携し、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していく。